

ヨーロッパ信託遺贈制の基本問題 —ドイツとハンガリーのフィデイコミス—

広島大学名誉教授 加藤 房 雄

目 次

I 問題

- 1 フィデイコミスの起源
- 2 否定的評価

II ハンガリーのアヴィティツイテート

- III 結びに代えて——ヨーロッパの自治制とフィデイコミス

I 問 題

1 フィデイコミスの起源

ドイツのフィデイコミス = 信託遺贈制⁽¹⁾ (das Institut der Familienfideikomisse) の起源は、どこに求められるのか、何世紀に始まったのかという問題を、実証的に突き止めることは難しい⁽²⁾。すでに13世紀のドイツには、その種の財産、すなわち、所有者または共有者が、自分の自由な処理下に置いて、複数の他者に分割されてはならないと決められた物があったようであるが、確たる証拠によって法制史上裏づけられたわけではなく、あくまでも推測の域を出ない⁽³⁾。この点をいち早く問うたルーイス⁽⁴⁾ (William Lewis) は、16世紀に言及しているが、「ドグマ史」(Dogmengeschichte) を素描しただけで、ドイツのフィデイコミスが、いったい、いつから始まって、どの程度まで拡がっていたのかについては、何も明らかにされなかった⁽⁵⁾。17世紀起源説は、フィデイコミスの「創造

者」⁽⁶⁾とさえ呼ばれる P. クニップシルトが、1626年、Straßburg 大学に学位論文として提出し、のちに出版された研究史上「エポックメイキングな」⁽⁷⁾「貴族信託遺贈制論」⁽⁸⁾以来、ドイツの「家族信託遺贈は、17世紀以降ようやく存在する」と捉える見解が一般に広まった⁽⁹⁾。これらの点について、1903年の「プロイセン信託遺贈法仮草案」は、その「提案理由総説」において、「ドイツで17世紀の初頭頃初めて出現する家族信託遺贈は、その本来の起源をどこに持つのかという問題には、反論の余地ない解答はまだ見いだされていない」⁽¹⁰⁾と述べている。

しかし、ドイツにおけるフィデイコミスの起源は、バイエルンとオーストリアだけではなく、プロイセン各地についてもまた、16世紀にまで遡って確認されるのである⁽¹¹⁾。一例として、「ドイツ最古の家族信託遺贈」⁽¹²⁾と目される南ドイツ・シュヴァーベン (Schwaben) のレヒベルク (Rechberg) 家の状況を概観しておこう⁽¹³⁾。同家ヴォルフ (Wolf) の1501年11月9日付遺書が、「ロ

ローマ法の影響を受けた信託遺贈の設定⁽¹⁴⁾を意図した文書だったことは、明らかである。1494年、彼の父ウルリヒ (Ulrich) が企図した「世襲農場」(Stammgut) もまた、形態こそ違え同一目的のものだったのだが、「純然たるドイツ法的」性格が濃厚な当該農場に対して、「ローマ法受容」の跡が明白なヴォルフの遺書は、「ドイツ的精神とローマの精神の渾然一体物」にはほかならない。マイヤーは、ここに、ドイツにおける「最古のフィデイコミス」を見いだすのである⁽¹⁵⁾。同家後代の遺書類には、信託遺贈の属性が、次のように歴然と示されている。更新された1591年11月9日の「信託遺贈規程」⁽¹⁶⁾は、レヒベルク家の成年男子たる者、25歳に達した暁には、当該の規程を遵守せねばならぬ旨、年かさの男系親族の面前で宣誓するべしと定めた。さらに、これを踏まえた1599年5月7日のエルンスト (Ernst) の遺書は、30年前のウルリヒ同様の信託遺贈の遺書であるが、そこには、以下三点ほどの違いが見られる。第一に、ウルリヒの場合、承継順位については特段の規定を置かなかつたのに対して、エルンストは、各家系における最年長男子単純優先相続制＝ゼニオラート (Seniorat)⁽¹⁷⁾を採用した。第二に、信託遺贈特有の売却禁止について、それを定めた1591年規程があるにもかかわらず、エルンストの場合は、明確な遺志表示を行う遺言者に拠るとされていた。第三に、エルンストは、完全廃嫡の際、遺贈財産はすべて救貧院に寄贈すると規定した。

次に、史上有名なフッガー家の事例を瞥見しておこう⁽¹⁸⁾。南ドイツの都市貴族 (Patriziat) 出身の古い始祖を持つ同家は、20世紀のワイマル期にあってもなお、ヴェルテンベルクにおける信託遺贈所有家系の代表格だった。ヤーコプ (Jacob Fugger) による1502年12月24日付フッガー商会定款には、早くも、信託遺贈形成の端緒が現れている。彼は、二人の従兄弟 Anton と Raimund を、主要二家系の全財

産の包括相続人 (Universalerbe) に指名した。そして、皇帝による認可を受けた1575年の遺贈 (fideicommissi) 証書には、明確な売却禁止が謳われたのである。ちなみに、1594 (1595?) 年10月8日の遺言が残る Königsegg=Aulendorf 家もまた、フッガー家同様の貴族であった。

続いて、同じドイツ語圏のオーストリアの史実を概観しておく、1600年、Steiermark の Peter Zollner が遺した書類に発するものが、最も古いフィデイコミスである⁽¹⁹⁾。では、なぜ、ドイツに一世遅れたのか。ここには、独逸比較法制史上の興味深い問題が潜むと思われるが、さしあたり、以下の諸点を指摘するにとどめておこう。第一に、オーストリアにおけるフィデイコミスの成立史には、ドイツのレヒベルク家による1494年の「世襲農場」に明確な「ドイツ法」の前史と影響は、全く見られない。オーストリアにおいてもフィデイコミスの設立は、17世紀中に進められるが、それは、もっぱら、スペインのマヨラート (Majorat) もしくは「カスティリア (Kastilien) の大公 (Grande) の法」⁽²⁰⁾が、「移植」⁽²¹⁾されたものにほかならなかった。第二に、クニップシルトの大著 (1654年) の原型を成す彼の学位論文が世に出た1626年に先立って、ドイツにおいて、そしてオーストリアにあっても、すでにフィデイコミスが形成されていたことは、動かしがたい事実である。それ故、クニップシルトを当該法制の「創造者」と見なすことはできない。第三に、研究史の評価に関わる重要な論点の一つとして、プファフとホーフマンの「大きな誤り」⁽²²⁾が挙げられてよいであろう。もとより、両者の学説は、ことオーストリア史に関する限り、スペインの影響に帰せらるる1600年以降のフィデイコミス創設の増加を視野に収めつつ、それを、「ハプスブルク家によるスペイン獲得の一帰結」⁽²³⁾と捉えた点で、一定の正当性を主張しうる。しかし、問題なのは、この見地を、全ドイツばかりではなく、広く「中欧フィデイ

コムス」⁽²⁴⁾全般にまで軽々しく拡大し、フィデイコムス法を、「外国の発明、ロマンス語地域からの輸入品」⁽²⁵⁾と断じたことである。もう一つ別の歴史的「根源」⁽²⁶⁾としての「ドイツ法的要素の痕跡」⁽²⁷⁾が忘れられてはならない⁽²⁸⁾。

小括しよう。われわれは、マイヤーとともに、「フィデイコムスのドイツ最古の起源は16世紀初頭に発する」⁽²⁹⁾、と言っても大過ないであろう。さて、かつてギールケはドイツ信託遺贈制成立史の研究は、全然充分ではないと慨嘆した⁽³⁰⁾。マイヤーの指摘にあるとおり、16～17世紀の研究は、ほとんど手が付けられていない状態だったのである⁽³¹⁾。いや、それどころではない。歴史学界の近況を俯瞰すると、本来、「研究においてもっと注目されて然るべき」⁽³²⁾フィデイコムスが、「資本主義的経済機構のもとでの強さ」⁽³³⁾を示す「肯定的な積極的意義」⁽³⁴⁾、もしくは「大きな社会的価値」⁽³⁵⁾と「著しい政治的意義」⁽³⁶⁾、あるいは「文化的価値」⁽³⁷⁾を含むその少なからぬ「利点」⁽³⁸⁾にもかかわらず、相応の高い学問的関心を集めることはなく、むしろ端的に言う、「ドイツ歴史学において等閑に付されてきたテーマ」⁽³⁹⁾にほかならないのである⁽⁴⁰⁾。「近世以降のプロイセンをめぐる経済史＝社会史研究は、この20年間にあまた現れているにもかかわらず、フィデイコムスは、なお依然として重大な空白 (Desiderat) を成す」⁽⁴¹⁾。では、なぜ、そのような学問的無関心が永く続いたのか。

2 否定的評価

ヨーロッパとりわけドイツのフィデイコムス＝信託遺贈制は、従来ほぼ例外なく、農業近代化に逆行する反動的ないしは退嬰的な役割しか果たさぬ、「国民の平等とは相容れない」⁽⁴²⁾「封建制の遺物」⁽⁴³⁾あるいは「身分制国家の時代遅れの制度」⁽⁴⁴⁾または「階級特権時代の悪しき遺物」⁽⁴⁵⁾と見なされて久しい。例えば、ドイツのフィデイコムスに関す

る1990年の比較的新しい研究を見ても、それは、依然として、市場経済社会の私有原理とは相容れない「法制史上の遺物」⁽⁴⁶⁾でしかなかったし、また、スイスの当該法制をめぐる1995年のサーヴェイ論文によれば、それは、「古い封建思想の残滓」⁽⁴⁷⁾として、永きに亘り冷遇を受けてきた。フィデイコムスは、「中世的制度の変種」⁽⁴⁸⁾、いや、と言うよりもむしろ端的に「封建法の畸形」⁽⁴⁹⁾、あるいは、近代的民主主義の光に照らせば、「法的かつ社会的異常」⁽⁵⁰⁾または「民主主義社会構造の攪乱的異物」⁽⁵¹⁾と見なされ続けた。信託遺贈制は「半ば忘れ去られた法制」⁽⁵²⁾だったことが分かるであろう。そればかりではない。経済学の古典『国富論』の著者の理解によれば、そもそも、イギリスのフィデイコムス、すなわち、「長子相続法 (the law of primogeniture) の自然的帰結」たる「限嗣相続制」(entail)とは、「野蛮な諸制度」の一つにほかならなかったのである⁽⁵³⁾。

ここで、ヨーロッパのフィデイコムスに対するこうした冷淡な無関心に基づく否定的評価を決定づけた代表例の一つと言えるハンガリーのアヴィティツィテート (Aviticität)⁽⁵⁴⁾＝「不分割相続制」⁽⁵⁵⁾を見ておこう。リスト (Friedrich List) の『農地制度論』(1842年)に、次の記述が見られる⁽⁵⁶⁾。ハンガリー固有のアヴィティツィテートは、本質的には、全国津々浦々にまで行き渡った信託遺贈にほかならず⁽⁵⁷⁾、ヨーロッパ広しと言えども、同国は、それが極限にまで拡まった国なのである。アヴィティツィテートとは、貴族農場の法定世襲財産のことであり、これに対しては、すでに、はなはだ有害なものとの判断が下されている。事実、ブルジョアの改革にとってきわめて重要な土地整理 (Gutsarrondierung) は、法律の規定に従って、今では、ほとんどすべての貴族農場で実施済みの状況となり、ハンガリーの農地改革 (Agrarreform) は、すでに大いに進捗した。アヴィティツィテートの完全撤廃が待たれる所以である。リ

ストは1842年に、このような見通しを語った。彼の創刊に成る『関税同盟新聞』(Das Zollvereinsblatt)の1847年版に載ったプルストキー(Franz Pulszky)の二つの報告⁽⁵⁸⁾を見ると、それは、なお廃棄されていない。ハンガリー貴族の相続=所有権が依拠したアヴィティツィテートは、1848年まで効力を保ち続けたのである⁽⁵⁹⁾。当該法制の検討を続けよう。

II ハンガリーのアヴィティツィテート

この原理を簡潔に要約すれば、こうである。「だれも自分が相続した貴族農場の自由な所有権者たりえない。皆、その単なる用益者にすぎず、本来の所有者は家族である。貴族農場所有の全法原は、ひとえに王権に発する。王室からの贈与だけが、諸家族に真の所有権を賦与する」⁽⁶⁰⁾。だが、アヴィティツィテートが発展するにつれて、家族の先買い権(Vorkaufsrecht)が認められていったことは、事実である。ともあれ、それは、農民の財産とは全く無関係なものだった。7部族・108氏族に分かれていたハンガリー民族は、9世紀になると、カルパチア山脈を越えて西進し、ハンガリー平原に侵入後、同地を征服し、付き従った部族と氏族に土地を分かち与える。最初の征服にまで遡及しうる所有権原が19世紀の40年代にもなお残るのは、そのためであるが、西暦1000年、ハンガリー王となるイシュトヴァーン一世(I István)の先祖筋に当たるアルパード(Árpád)朝初代君主のハンガリー大公(Herzog)が、広大な最重要領地を獲得する。トップに立った同王家は、古い部族長の権力を弱めて王権を強化するため、新たな貴族を育てる必要上、功労が認められた有力者への領地の贈与を進める。家の断絶あるいは忠誠義務違反(Felonie)があれば、領地没収の厳罰を科す「ドイツ方式」⁽⁶¹⁾を採るこのような領地贈与が、「アヴィティツィテートの最初の根源」⁽⁶²⁾である。

貴族の死去の際に領地の自由処分権を認めた1222年の「金印勅書」(die goldene Bulle)の公布後、アンドラーシュ二世(II András)の時代になるが、1241年「タタル人の洪水」⁽⁶³⁾(Tartarenfluth)が押し寄せたベーラ四世(IV Béla)のもとでは、すべての所有者が領地から追放され、自由地(Allod)の大部分は、王の贈与証書によって、従前の所有者に返還されるとともに、レーン(Lehn)化が進められる。14世紀には、神聖ローマ帝国皇帝ルートヴィヒ(Ludwig)大王が、遺言処置を制限し、個人の用益権を認めつつ、家族の所有権を保証したことによって、アヴィティツィテートについても、レーン制に背馳しない法理の整理が行われる。しかし、厳密な意味での中世的レーン制が実現したわけではない。その第一の理由は、所有権の法原を始原的な征服に見る郷愁的な追憶から脱しきれない貴族には、レーン制に基づく所有権の変更を潔しとしない傾向が強かったことである。第二に、異性を相続から排除する男系主義の「サリカ法典」(Lex Salica)に拠らずに、平等な相続権を女系にも認める原則が、なお根強くハンガリーに残存したからである。

ともあれ、アヴィティツィテートの起源が、王権の贈与証書に基づく「所有地の確実な保全」⁽⁶⁴⁾だったことは明らかである。だが、贈与が繰り返されたことによって、王家の土地は次第に枯渇してゆき、土地の取得を王家の贈与に求めるのではなく、個人(Private)から入手しようとする新しい機運が高まるに及び、自然経済に代わる貨幣経済が浸透して、信用の欠乏が次第に表面化する。所有権原の不安定・動揺が、多くの人々を圧迫する重苦しい負担と感じられ始めた。こうして、かつてアヴィティツィテートを導入したのと同じ原因、すなわち、「所有地の保全」が、このたびは、その廃棄を促す契機として働くアンビバレントな帰結がもたらされたのである。これに輪をかけたのが、アヴィティツィテーター

トをめぐる「狭量な三百代言根性」⁽⁶⁵⁾に拘泥する「ビザンティン的些事」⁽⁶⁶⁾の訴訟である。

その経緯のあらましは、こうである。13世紀の「タートル人の洪水」以降、1529年のあのウィーン包囲に象徴される「トルコ人の脅威」⁽⁶⁷⁾に至る長いあいだ、多くの正当な所有者が自分の居住地を追われて、幾多の文書類が失われたばかりではなく、講和の締結や文書の作成によって、手中に収めた新たな権利を世に示そうとする対立王まで登場する激しい内乱が続いたため、深刻な荒廃にさらされた中世ハンガリーにおける土地所有の権原は、同一農場が、時の移り行きとともに、4～5人以上の別家族の手に渡るほどの大混乱を来たした⁽⁶⁸⁾。なぜなら、ハンガリー法の定めに従って、だれでも、かつて先祖から得た農場の贈与証書を示して自分の法原を主張する訴訟を起こし、同一農場の現所有者を向こうに回して、その法原を証明せよと要求することができたからである。被告側が、もし、その法原について、王の贈与によると証明できないか、もしくは、原告の法原に比べて後代に属するものだったことが判明すれば、当該農場は、清算手続きに従って原告の手に返還された。諸党派の争いと内乱による混乱は熾烈を極めた。一部の領土はハプスブルク家に帰属し、残余部分は、ハンガリー王との抗争に明け暮れたジーベンビュルゲン(Siebenbürgen)の諸侯の命のちに服するツァーポヨ(Zápolya)家の対立国王の支配下に置かれた。両派はともに、対立派の手中にある農場を大逆罪のかどで相互に差し押さえる抗争を繰り返したのだった。

地役権を含むすべての法的権原に関する明確な根拠を得ようとするれば、それを証明する確実な記録に依拠するほかないにもかかわらず、前の時代のハンガリー法は、イギリス法同様、不動産契約ならびに分割・相続の手続きを公式記録として残すことを怠り、むしろ、ありとあらゆる分割・相続契約は、常に「家族の秘事」⁽⁶⁹⁾と見なされ続けた。貴族の全所

有権原の不安定性が理解されるであろう。負債のために質入れされた農場にまつわる事態は、いっそう錯綜する。ある者が、男系もしくは女系の子孫のために当該農場を新たに手に入れた場合、その不動産は、直近の次期相続人のもとで、再度、アヴィティツィテート化されただけではなく、その時々所有者によって、随時、抵当に入れられる事態も頻発した。最悪の事例は、騎士階級の質入れである。債務不履行の騎士農場が、たとえ差し押さえられたとしても、前の所有者または相続人は、後日、以前の負債の全額を払い終え、当該物件を取り戻す特権を行使することができたからである。その結果、所有権原は混乱を極め、アヴィティツィテート設定地に対する五家族以上の法的請求権が同時に重畳する事態も決して稀ではなかったのである。このようにして、アヴィティツィテートの所有権原を争う膨大な数の訴訟は際限なく続き、貴族の所有関係をめぐる解決不能な大混乱もたらされた。ビザンティン的些事にこだわった最上級裁判所の責任は、重大だった。

19世紀の40年代になっても、5,000件ほどの夥しい訴訟がなお係争中だった⁽⁷⁰⁾。アヴィティツィテートの悪しき副作用は、信用ならびに農地売却の困難ばかりではなく、貴族の道徳的墮落を伴いながら、民族全体の原点を成す基本財産(Grundkapital)をも脅かすに至ったのである。これらの弊害の本質を見抜いたのは、セーチェーニ(István Széchenyi)伯爵⁽⁷¹⁾の功績である。ハンガリーの所有状況の根深い病弊を暴いた彼の著作『信用論』(1829年)は、保守派と老法律家には憤慨をもたらしたものの、年若い世代からは歓呼の声をもって迎えられ、その理念は社会に浸透した。さらに、1839年、有名なツェドリッツ(Zedlitz)男爵が、アヴィティツィテートに反対する熱弁をふるい、広く世論を喚起して、その存続を許せば、ハンガリーの財政改革は遅れるだけであると訴えた。こうして、アヴィティツィテートの廃棄を目指

す改革勢力は、1843年国会（Landtag）の下院において、ようやく、多数派を成すことができたのである。

アヴィティツィテートの否定的側面は、否定するべくもない。だが、その社会的意義と役割を肯定的に評価する対抗的な政治思潮が全然なかったわけではない。旧来のユンカー＝マグナートの家系だけではなく、政府の舵取りを担う明晰な頭脳を持つ保守派の面々のなかにも、少なからぬ信奉者が存在したのである。家族の維持というアヴィティツィテートの本来の理念を強調してもよさそうな彼らが、反対の声に接すると決まって持ち出した根拠は、外国人のハンガリー侵入を堰き止める防波堤としての役割と機能を果たす、その民族主義的意義だった。よし外国人であっても、自分の土地を獲得しようとするれば、手間暇のかかる煩瑣な訴訟手続きを取るほかなく、目的の達成は容易なことではなかった。ともあれ、保守派は、不安定な動揺の渦中にある所有権に、むしろ積極的に、ハンガリー民族の保護を見いだそうとした。それゆえ、アヴィティツィテートの廃棄に難色を示す保守派は、仮にこれが消滅すれば、その影響は、アヴィティツィテートの個別的なワン・イシューにとどまらず、ついには、既存の所有＝相続権体系の全体が覆されてしまうのではないかと危惧した。他方、近年の日常的経験を踏まえて、保守派が止目したアヴィティツィテートの民族主義的意義を問題視する別の立場も有力だった。最も美しい農場複合体が、ハンガリー古来の歴史的な名門家系の手を離れ、ウィーンの銀行家のような、外国の数少ない有力者の手中に帰しているからである。

では、1843年から次の国会が開かれた1847年までの変革期における議論の主要な内容は、何か。そもそも、アヴィティツィテートが撤廃された後の新しい社会秩序は、いったいどのような基本原則に立って築かれるべきか。この大問題をめぐる一致点は、保守派のあいだでもまだ見いだされていなかった。必

要な諸原則の協議について、いく人かの者は、ドイツの長子相続制（Majorat）⁽⁷²⁾あるいはイギリスの補充相続人選定制（Substitution）を想定し、また、ほかの者は、平等な分割に思いを巡らせたのである。先述のセーチャーニ伯爵は、長子相続権（Erstgeburtsrecht）、ならびに、貴族地が細分されえない最小限の土地に関する言辞を残している。そして、大方の世論は、全土がペーメンのような土地寡頭制のもとに置かれないよう、個々の所有者が越えてはならぬ上限の規模を決めることに傾いている。

次に、政府の最有力メンバーによる提案は、相続＝所有関係法規を全然改訂しようとしなかったばかりではなく、そもそも、改革問題の全体像に迫る意欲に欠け、その財政的側面にのみ触れる一面的姿勢に終始した。その証拠に、同案は、家族の先買い権を制限しなかったし、係争中の訴訟に関する新しい法案を作ろうとしなかった。あまつさえ、それは、時効を導入して、新たな訴訟が起こりやすく仕向けてもいるのである。政府案の二重の弊害は、明らかである。すなわち、同案では、一方において、改革の起点が相当遠い将来にまで先延ばしされることとなり、逼迫した財政状態が現存の関係者に何らの救済も与えることなく放置されるとすれば、他方、相続関係には手をつけられずに自由所有と見なされた問題の地所が所有者により売りに出されて、法定相続人をことごとく排除したまま、外国人を含む人手に容易に渡る由々しき事態がもたらされるであろう。

はるかにポピュラーな支持を集めつつあるのは、相続関係の規制を求めた別の提案である。これは、さらに、以下二案に大別される。まず、セーチャーニ伯爵を中心とする第一のグループは、長子相続権、ならびに、全員が容認できるマヨラートの導入ないしは、少なくともその優遇を主張する。これに対して、リベラル派貴族がリードした別の第二案では、古い均分相続原理が尊重され、既存のマ

ヨラートの解体、ならびに、自由裁量の遺言処置の制限も当然視されて、将来的には、フィデイコミスとマヨラートとの新設の全面禁止が見込まれた。遺留分を重視するリベラル派の主張によれば、家族財産の限嗣相続について許容されるのは、せいぜい、二世代に限る補充相続人の選定だけだった。保守的視点を併せ持ったにせよ、ツィプファー (Zipfer) 委員会の立場は、手持ちの所有地について、各人は、たとえそれが抵当に入れている場合でも、将来的には、末永く完全所有権を保持すると唱えた点で、一種のクーデター計画とも言えるほど革命的なものだったのである。

小括しよう。アヴィティツィテート廃棄の仕方を協議・決定するための委員会を設置した1843年国会の下院は、確かに、その決議を行いはしたが、諸提案の検討時間が足りなかったため、具体的廃棄策の法的措置は講じられないで、それは、1847年の次の国会に持ち越された。同年1月時点での状況は、こうである。アヴィティツィテートは、いったいどのような仕方で法令集から抹消され、何が代わりに施行されるのか。解決が待たれるこの問題について、ジャーナリズムでも、また、一般の世論においても、いまだに決着を見ていないのが現状なのである。だが、たとえ守旧派がどのようにアヴィティツィテート擁護の論陣を張ろうとも、そして、ウィーンの眼には、どんなに不愉快かつ危険に映ろうが、それは命脈を保ちえないであろう。アヴィティツィテート瓦解の日は近い。プルスツキーは、このような見通しを語っている。

Ⅲ 結びに代えて——ヨーロッパの自治制とフィデイコミス

ハンガリーのフィデイコミスとしてのアヴィティツィテートが、近代化を阻害する様々な弊害をもたらしたことは、明らかである。この点を重く受け止めた F. リストがアヴィ

ティツィテート廃棄の立場を貫いたのは、当然であろう。しかし、同時に他方において、保守的色彩に傾きすぎの嫌いは否めないにせよ、祖国＝民族防衛上の能動的意義に止目する、独特の肯定的評価が皆無ではなかったことも、記憶に留められてよい。ここでは、比較国制史をめぐるドイツ歴史学の示唆に富む議論から最大限学び、新しい視点を模索しつつ、後者の積極的評価に連繫しうの一つの試論を提示して、結びに代えたい。

さて、O. ヒンツェによれば、そもそも、プロイセン東部に固有なクライス (Kreis) 制の「古典的類型」⁽⁷³⁾とは、1529年のウィーン包囲に象徴される「トルコの脅威」に備えるための「防壁」を成すベーメン、ハンガリー、ポーランドの東方三国に発するものだった。「ふつうドイツの学者によってクライスと呼ばれている、13世紀以来ベーメンに形成された」⁽⁷⁴⁾csuda は言うに及ばず、ハンガリーのコミタート (Komitat)、そして、ポーランドの Woiwodschaft は、民族的または歴史文化的なまとまりを成す住民共同体としての祖国を防衛する軍事的機能を果たした点で、その歴史的役割を基本的に同じくする地域団体だった。だが、この興亡の脅威のみをもってしては、これら三国における地方自治の確固たる展開の説明は、全然充分ではない。そこには、csuda 等の歴史的母体と言うべき「大昔からの太古の団体」が、厳として実在した。

かのフランク王国の中核を成し、「エルベ川－ザーレ川－ベーメンの森」にまで拡がる西方のフランスならびにドイツと、これら三国との固有の違いは、以下の諸点に明らかである。すなわち前者の領域にあっては、レーン (Lehenswesen) 制の導入により、旧来のガウ (Gau-und Grafschaftsverfassung) 制度が崩壊し、地方的まとまりを成すものとしては、細分された教区 (Kirchspiel) が存続するだけだった。しかし、そうした断片的存在では、教区に比して、より広範囲に亘る騎士的自治団体の基礎を形成するには、あまりに

も狭小にすぎず。それらは、せいぜい、ゲマインデまたは教区に定住する農民階層の自治的活動を例外的に導くばかりであった。翻って鑑みるに、実のところ、農村貴族の身分＝シュテンデ (Stände) だけが、より上位の自治団体の力能を発揮しうる存在だったのである。「ひとり貴族のみが、比較的広い地域における自治団体を樹立するにふさわしい、高次元での活動の自由と幅広い見識を併せ持つ」⁽⁷⁵⁾シュテンデだった。こと、この点に関する限り、イギリスのみならず、スウェーデンを筆頭とするスカンジナビア諸国もまた、ハンガリー等の東方三国の本質的特性を共有した。イギリスは、カウンティがレーン制の及ぼす破壊的作用にもかかわらず解体されないで後代まで維持された事実を示されるとおり、ゲマインデや教区程度の小さな地域規模を超える、より上位の大きな地方自治体の生き生きとした根強さの点では、フランク王国のドイツやフランスよりもむしろ、ペーメン、ハンガリー、ポーランドと本質的に同根であった。それ故、こうした地域行政組織の歴史的形成の相異に即した「比較国制史」の視角から、ヨーロッパ諸国を基本的に二分する類型把握が可能となろう。すなわち、一方での、フランク王国の中核たるフランスおよびドイツと、他方における、イギリス、スウェーデン等、ハンガリー、ポーランド、ペーメンから成る「ペリフェリ諸国」⁽⁷⁶⁾との二極構成が、それである⁽⁷⁷⁾。東エルベの「植民地域＝新ドイツ」とは、実に、はるかに自然かつ天然の「東部辺境諸国」と、人工的で複雑怪奇な「旧本国」との狭間に位置する「中間的地位」の地域空間だった。これこそ、北東ドイツ特有のクライス制の究極的な歴史的根源にはかならない。

最後に、ここでようやく、プロイセンだけに留まらない、はるかに広大なヨーロッパ地域圏における「クライス自治」⁽⁷⁸⁾の歴史的的重要性が想到されるであろう。「地域的・騎士的自治団体」⁽⁷⁹⁾にはかならぬクラ

イスとは、「主として、グーツヘルシャフト (Gutsherrschaft) の集合体」⁽⁸⁰⁾だった。したがって、ハンガリー貴族の所領経営の世襲相続制を支えたアヴィティツィテートは、地域団体の構成要因としては、言わばハンガリーのクライスたるコミタートの一部、あるいは、少なくとも、その歴史的母体の一環だった側面を併せ持つと云うる。その限りで、それは、ハンガリーにとって、祖国防衛上の機能を果たしただけではなく、もとより、騎士的あるいは貴族的自治の限定性を伴うにせよ、地方自治の能動の一翼を担う契機でもあった⁽⁸¹⁾。フィデイコミスに関する全否定的評価の一面性と歴史抽象性は、この点でも明白と思われる。

【注】

- (1) Freiherr von Cetto, Die Fideikommissgesetzgebung in den deutschen Bundesstaaten. Verhandlungen der XXII. Plenarversammlung des Deutschen Landwirtschaftsrats 1904, in: Archiv des Deutschen Landwirtschaftsrats, XXVIII. Jahrgang, Berlin 1904, S. 139.
- (2) 問題の在りかをめぐる邦語文献の先駆的研究として、山田晟『近代的土地所有権の成立過程』有信堂、1958年、第二章、第一節、家族世襲財産の起源、同上、87～132頁、参照。
- (3) Vgl. Otto Stobbe, Handbuch des deutschen Privatrechts, 3. Aufl., Berlin 1897, S. 520 f.
- (4) Das Recht des Fideikommisses, Berlin 1868. Vgl. Franz Berthold (Bearb.), Verzeichnis der über das deutsche Familienfideikommiß vorhandenen Literatur, in: Alfred Keil (Hrsg.), Juristisches Literaturblatt, begründet von Otto Loewenstein, XV II. Band, Außerordentliche Beilage, 15. September, Berlin 1905, S. 183.

- (5) Vgl. O. Stobbe, Handbuch des deutschen Privatrechts, S. 520 Anm. 2); Josef Koch, Zur Entstehung der hannoverschen Familienfideikommisse, Borna-Leipzig 1912, S. 2.
- (6) Otto Freydenegg und Monzello, Zur Geschichte des österreichischen Fideikommissrechtes, in: Reformen des Rechts. Festschrift zur 200-Jahr-Feier der Rechtswissenschaftlichen Fakultät der Universität Graz, Herausgegeben von der Rechtswissenschaftlichen Fakultät der Universität Graz aus Anlass ihres Jubiläums, Graz 1979, S. 780 Anm. 12.
- (7) Otto von Gierke, Fideikommisse, I. Geschichte und Recht der Fideikommisse, in: Handwörterbuch der Staatswissenschaften, III. Aufl., 4. Bd., Jena 1909, S. 106; Jörn Eckert, Der Kampf um die Familienfideikommisse in Deutschland. Studien zum Absterben eines Rechtinstitutes, Frankfurt am Main 1992, S. 85.
- (8) Philipp Knipschild, Tractatus de fideicommissis familiarum nobelium, Ulmae (Ulm) 1654. ただし、プファフ＝ホーフマンの辛辣な評言によれば、「貧弱な思考内容にもかかわらず大成功」を収めた本書は、「諸資料を寄せ集めただけの」「内容の乏しい駄作」にすぎない。その学問的価値の評価には、様々な議論がある。Vgl. Leopold Pfaff und Franz Hofmann, Zur Geschichte der Fideikommisse, Separat=Abdruck aus den Excursen über österreichisches allgemeines bürgerliches Recht, Wien 1884, S. 32; J. Eckert, Der Kampf um die Familienfideikommisse in Deutschland, S. 84. クニップシルトをめぐる法制史については、かつて、わたしも若干論及した。加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究——「都市史と農村史のあいだ」序説』勁草書房、2005年、39～41、51～54頁、参照。
- (9) Vgl. Otto Hans Gierke, Der Verzicht des Fideikommissbesitzers, in: Ferdinand Regelsberger und Victor Ehrenberg (Hrsg.), Jherings Jahrbücher für die Dogmatik des bürgerlichen Rechts, 2. Folge, 13. Band (49. Band von Jherings Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts), Jena 1905, S.187; O. v. Gierke, Fideikommisse, I. Geschichte und Recht der Fideikommisse, S. 104; Herbert Meyer, Die Anfänge des Familienfideikommisses in Deutschland, in: Festgabe für Rudolph Sohm, dargebracht zum goldenen Doktorjubiläum von Freunden, Schülern und Verehren, München und Leipzig 1914, S. 227-229.
- (10) Begründung zu dem vorläufigen Gesetzentwurf über Familienfideikommisse, S. 3, in: Geheimes Staatsarchiv. Preußischer Kulturbesitz, I. HA Rep. 89, Geheimes Zivilkabinett, jüngere Periode, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf und Sonderentwürfe über Familienfideikommisse. Berichte und Äußerungen darüber (Druckschrift), 1903-1904.
- (11) Vgl. Edwin Sternkiker, Adel und Fideikommiss in Preußen, in: Agrargeschichte, Heft 24, Mecklenburg und das Reich in feudaler und bürgerlicher Gesellschaft - Agrargeschichte, Regionalgeschichte, Teil 2, Beiträge des internationalen Kolloquiums vom 29./30. März 1990 anlässlich des 65. Geburtstages von Prof. Dr. sc. Phil. Gerhard Heitz in Rostock, Universität Rostock, Fachbereich Geschichtswissenschaften 1990, S. 41 f. u. 49 Anm.4); Lujo Brentano,

Familienfideikommiss und ihre Wirkungen, Berlin 1911, S. 4 f. ヴェストファーレンについては、Ernst Kunsemüller, Historische Studien zur Entstehung der westfälischen Familienfideikommiss, Münster i. W. 1909, S. 76, も参照。

ただし、ブレンターノによれば、バイエルンとオーストリアは、16世紀を起源とするが、自余のドイツ各地に関しては、17世紀初頭説を採る。ロッシャー (Wilhelm Roscher) は、「ドイツの下級貴族の本来的信託遺贈を、17世紀以前について跡づけることは困難である。その最初の法律は、1672年のバイエルン法である」と述べる。これに加えてコンラート (Johannes Conrad) もまた、プロイセン最古のフィデイコミスは、1601年に作られた、ブランデンブルク州在 Schönaich-Carolath 公のマヨラートであるとの見解を示す。ちなみに、スイスには、計36の信託遺贈が今なお現存する。そのうちの一つは、16世紀に起源を持つ、Thurgau 州 (Kanton) 在の Zollikofer 世襲財産である。同家の von Altenklingen による1586年5月1日付遺書が残っている。Vgl. Wilhelm Roscher, System der Volkswirtschaft. Ein Hand- und Lesebuch für Geschäftsmänner und Studierende, Zweiter Band, Die Nationalökonomik der Landwirtschaft enthaltend, Dreizehnte vermehrte Auflage, bearbeitet von Heinrich Dade, Stuttgart und Berlin 1903, S. 395 Anm. 7; Johannes Conrad, Fideikommiss, II. Die volkswirtschaftliche und sozialpolitische Bedeutung der Fideikommiss, in: Handwörterbuch der Staatswissenschaften, III. Aufl., 4. Bd., S. 121; Erwin Steiger, Die Familienfideikommiss in der Schweiz, Luzern 1985, S. 46.

(12) H. Meyer, Die Anfänge des

Familienfideikommisses, S. 263; Otto Trüdinger, Die Fideikommiss, insbesondere in Württemberg, in: Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde, herausgegeben von dem Statistischen Landesamt, Jahrgang 1919/20, Stuttgart 1922, S. 30; O. Freydenegg u. Monzello, Zur Geschichte des österreichischen Fideikommissrechtes, S. 782.

(13) Vgl. H. Meyer, Die Anfänge des Familienfideikommisses, S. 263-267; O. Trüdinger, Die Fideikommiss, insbesondere in Württemberg, S. 30-32.

(14) Ebenda, S. 31. Vgl. H. Meyer, Die Anfänge des Familienfideikommisses, S. 266.

(15) Vgl. ebenda; O. Freydenegg u. Monzello, Zur Geschichte des österreichischen Fideikommissrechtes, S. 782.

(16) O. Trüdinger, Die Fideikommiss, insbesondere in Württemberg, S. 31.

(17) Ebenda, S. 32.

(18) Vgl. ebenda; H. Meyer, Die Anfänge des Familienfideikommisses, S. 261-263.

(19) Vgl. O. Freydenegg u. Monzello, Zur Geschichte des österreichischen Fideikommissrechtes, S. 782; L. Pfaff u. F. Hofmann, Zur Geschichte der Fideikommiss, S. 32; H. Meyer, Die Anfänge des Familienfideikommisses, S. 253.

(20) Ebenda, S. 233.

(21) Hermann Krause, Die Familienfideikommiss von wirtschaftlichen, legislatorischen, geschichtlichen u. politischen Gesichtspunkten, Berlin 1909, S. 206.

(22) H. Meyer, Die Anfänge des Familienfideikommisses, S. 233.

(23) O. Freydenegg u. Monzello, Zur

Geschichte des österreichischen Fideikommissrechtes, S. 781.

(24) Ebenda.

(25) L. Pfaff u. F. Hofmann, Zur Geschichte der Fideikommiss, S. 41.

(26) H. Meyer, Die Anfänge des Familienfideikommisses, S. 272.

(27) Ebenda.

(28) デイーツェの見地は、マイヤーの一步先を行く。彼は、後代での「外国の諸影響」を認めつつ、「純ドイツ淵源」説に立つのである。Vgl. Carl v. Dietze, Stammgüter und Fideikommiss, in: Ludwig Elster (Hrsg.), Wörterbuch der Volkswirtschaft, 4. Aufl. Band III, Jena 1933, S. 436.

以上の論点と関わって、研究史の整理を試みつつ、「フィデイコミスの法制史問題」を提起した、2005年刊の前著『ドイツ都市近郊農村史研究』38～41頁、53～54頁の注(16)参照。1992年刊のエッケルト(J. Eckert)の近著を用いて論じた当該注記の内容は、今なお何ほどかの意味を持つであろうが、フィデイコミス起源論にとり重要なマイヤー論文の参看が行われておらず、不十分のそしりは免れない。本稿は、この欠点を幾分なりとも補正する試みである。

(29) H. Meyer, Die Anfänge des Familienfideikommisses, S. 266 f.

(30) Vgl. O. Gierke, Fideikommiss, S. 104.

(31) Vgl. H. Meyer, Die Anfänge des Familienfideikommisses, S. 227.

(32) ブラウンシュヴァイク(Braunschweig)工科大学歴史学研究所ヴィーンフォルト(Monika Wienfort)教授の2017年11月1日付筆者宛書簡。

(33) Max Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen (1904), in: ders., Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, Tübingen 1924, S. 375; Max Weber Gesammeltausgabe

(im Folgenden: MWG), im Auftrag der Kommission für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Abteilung 1: Schriften und Reden, Bd. 8, Wolfgang Schluchter (Hrsg.), Wirtschaft, Staat und Sozialpolitik, Schriften und Reden 1900-1912, Tübingen 1998, S.165.

(34) M. Weber, Fideikommissfrage, in: Aufsätze, S. 378 Anm. 1; MWG, S. 169 Anm. 59). 厳密に言うと、ウェーバーが高く評価するのは、「大世襲財産」である。詳細については、Fusao Kato, Das preußische Fideikommiss im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus, Frankfurt am Main 2017, S. 17-38; 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察』勁草書房、1990年、162-183頁、加藤房雄「ドイツ世襲財産制史小論——ウェーバー論再考」『立命館経済学』第61巻、第5号、2013年1月、所収、参照。

ちなみに、ウェーバーと並ぶフィデイコミス論者の双璧と言うべきコンラートもまた、「大世襲財産」の経済的重要性を的確に見抜いている。6万ヘクタールを超えるラティフンディウム(Latifundium)を持つシュレージエンのプレス(Pleß)侯爵は、自分の所領を自己経営しないで、管理人に任せるか、あるいは、借地制に委ねて、「一面的略奪経営」の阻止に実効を挙げた。ウェーバーとコンラートの共通認識の一端が知られよう。Vgl. J. Conrad, Ein Gesetzentwurf über Familienfideikommiss für Preußen, in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, III. Folge. 26. Band, Jena 1903, S. 511.

(35) Karl Theodor von Inama-Sternegg, Die Familien-Fideikommiss in Oesterreich, in: Statistische Monatsschrift, IX. Jahrgang,

- Oktober-Heft, Wien 1883, S. 471. 彼は、広範囲に亘る地域住民に文化的利益をもたらす、教会や学校そして救貧院等に寄進されたフィデイコミスの公益増進義務規定に、「大きな社会的価値」を見るのである。
- (36) L. Pfaff u. F. Hofmann, Zur Geschichte der Fideikommisses, S. 3. オーストリア史家によれば、Cisleithanien (ベーメン Böhmen とメーレン Mähren) の地方議会の選挙規則には、フィデイコミス所有者の(被)選挙人団体が明記されていた。オーストリア上院の世襲議員資格の要件ではなかったにせよ、フィデイコミスが「一定の政治的役割」を果たしたことは明らかである。Vgl. O. Freydenegg u. Monzello, Zur Geschichte des österreichischen Fideikommissrechtes, S. 798.
- ただし、この論文の難点は、ドイツとりわけプロイセンにおいて交わされた「フィデイコミスの経済的・社会的価値」をめぐるマックス・ウェーバー等の議論がオーストリアに与えた「本質的影響」を指摘しながら、それを、もっぱら、後者に特有だった「世襲財産制の後退・衰退」の一点のみに関わらせて論じたことである。ウェーバー評価が、一面的かつ抽象的とのそしりは免れない。だが、オーストリア史に精通する著者は、1897年以降一つも新設されなかったばかりではなく、1945年までに消失したと目される「フィデイコミスの運命」を浮き彫りにした。では、同じドイツ語圏でありながら、「家族基金」(Familienstiftung)等のフィデイコミスの「代替解決策」が用意されて現在に至るドイツと、逆に、今や「取るに足らない」影響しか残さぬオーストリアとの対照的な違いが因って来たる所以は、何か。独塊比較の歴史研究の深化が求められるであろう。Vgl. ebenda, S. 799 u. 807 f.
- (37) Ebenda, S. 805. 学芸上の価値に加えて、歴史的あるいは故郷を偲ばせる価値が考え

られよう。文書館や各種のコレクションである。Vgl. ebenda, S. 805 u. 807.

- (38) Freiherr von Cetto, Die Fideikommissgesetzgebung in den deutschen Bundesstaaten, S.143; Alfred Sautier, Die Familienfideikommisses der Stadt und Republik Luzern, Bern 1909, S. 9. 原語は、複数形 (Vorteile)。ただし、後者は、スイスのフィデイコミスに関する著述。
- (39) ブラウンシュヴァイク工科大学歴史学研究所ヴィーンフォルト教授の2012年12月7日付筆者宛私信。
- (40) Vgl. F. Kato, Das preußische Fideikommiss, S. 11. 本書は、ドイツ農業史の大家ミュラー(Hans-Heinrich Müller)博士によって、「プロイセン世襲財産の構造・作用様式・政治=社会的意義に関する好個の概要」(同博士の2017年8月30日付筆者宛書簡)と評価された。また、アイヒシュテット Eichstätt・カトリック大学歴史学=社会学部キーゼヴェッター(Hubert Kieseewetter)名誉教授は、とりわけ本書のマックス・ウェーバーならびに森林世襲財産をめぐる「批判的論証」を、「説得力」に富み、「客観的かつ内容的に充分理解でき、言語表現上も高水準」に達していると思なした(同教授の2017年10月17日付筆者宛書簡)。さらに、「模範的作品 Standardwerk」(レーゲンスブルク大学ゲンメル Rainer Gömmel 名誉教授の2017年10月16日付筆者宛書簡)、「明晰な論理的説得力」を持つ「立派な作品」(ライプツィヒ大学社会経済史講座デンツェル Markus A. Denzel 教授の2017年10月31日付筆者宛私信)、「興味津々のテーマに関する充分な根拠の包括的研究」、「見事な出来栄えの著作」(バンベルク大学経済史=技術革新史ワーグナー=ブラウン Margarete Wagner-Braun 教授の2018年1月17日付書簡)。

- (41) シュトゥットガルト (Stuttgart) 大学歴史学研究所ゲールケ (Roland Gehrke) 教授の2017年10月5日付筆者宛私信。ゲールケは、前注 (34) の加藤の近刊書を、「それだけに、なおさら重要である」と評価した。
- (42) C. v. Dietze, Stammgüter und Fideikommiss, S. 442.
- (43) Hans Georg Lehmann, Die Agrarfrage in der Theorie und Praxis der deutschen und internationalen Sozialdemokratie. Vom Marxismus zum Revisionismus und Bolschewismus. Tübinger Studien zur Geschichte und Politik. Begründet von Hans Rothfels, herausgegeben von Josef Engel, Theodor Eschenburg und Dietrich Geyer, Nr. 26, Tübingen 1970, S. 254.
- (44) C. v. Dietze, Stammgüter und Fideikommiss, S. 442.
- (45) A. Sautier, Die Familienfideikommiss der Stadt und Republik Luzern, S. 86 Anm. 1).
- (46) E. Sternkiker, Adel und Fideikommiss in Preußen, S. 49.
- (47) René Pahud de Mortanges, Gegenwartslösungen für ein historisches Rechtsinstitut: Das Familienfideikommiss, in: Peter Gauch / Jörg Schmid / Paul-Henri Steinauer / Pierre Tercier / Franz Werro (Hrsg.), Familie und Recht. Festgabe der Rechtswissenschaftlichen Fakultät der Universität Freiburg für Bernhard Schnyder zum 65. Geburtstag, Freiburg Schweiz 1995, S. 500.
- (48) Franz Pulszky, Übersicht aus Ungarn. Über die Aviticität in Ungarn. Beilage zum Zollvereinsblatt, Nr. 2. vom 11. Januar 1847, in: Das Zollvereinsblatt, Fünfter Jahrgang, Nr. 2, 11. Januar 1847, S. 33. 史料については、諸田實先生 (神奈川大学名誉教授) のご教示を得た。同『リストの関税同盟新聞』有斐閣アカデミア、2012年、142-143頁、参照。
- (49) Ebenda.
- (50) A. Sautier, Die Familienfideikommiss, S. 69.
- (51) Ebenda, S. 86 Anm. 1).
- (52) R. Pahud de Mortanges, Das Familienfideikommiss, S. 509.
- (53) Cf. Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations (1776), First included in Everyman's Library, London 1910, Last reprinted 1964, Volume One, pp. 342 f. アダム・スミス著、大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富 (二)』岩波文庫、岩波書店、1960年、431、433頁、参照。ロッシヤーは、スミスを引用しながら、1764年頃、全土の五分の一が限嗣相続制 (entail) のもとに置かれたスコットランドを例証として挙げ、イギリス (Großbritannien) のフィデイコミスは多すぎると断じた。イギリスのエンテイルと近代的フィデイコミスは、内容的に同義である。ただし、スミスによれば、「ローマ人の信託遺贈 (fideicommisses) は、限嗣相続とはなんの類似点もない」。Vgl. W. Roscher, System der Volkswirtschaft, S. 397 Anm. 14; A. Smith, The Wealth of Nations, Vol.1, p. 343, 前掲邦訳書、431、433頁。
- (54) Ákos v. Timon, Ungarische Verfassungs- und Rechtsgeschichte mit Bezug auf die Rechtsentwicklung der westlichen Staaten, Berlin 1904, S. 552 ff.
- (55) 小林昇訳。ヒンツェ (Otto Hintze) の成瀬治訳では、「父祖財産相続制」(Avitizitätsverfassung)。O. ヒンツェ著、成瀬治訳『身分制議会の起源と発展』創文社、1975年、111頁。O. Hintze, Weltgeschichtliche Bedingungen der Repräsentativverfassung (1931), in: ders., Gesammelte Abhandlungen zur allgemeinen Verfassungsgeschichte,

- Band I, Staat und Verfassung. Herausgegeben von Gerhard Oestreich mit einer Einleitung von Fritz Hartung, 2., erweiterte Auflage, Göttingen 1962, S. 174.
- (56) Vgl. Friedrich List, Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung, 1842, in: Friedrich List. Aufsätze und Abhandlungen aus den Jahren 1831-1844, gesammelt und herausgegeben von Edgar Salin, Artur Sommer und Otto Stühler, Friedrich List. Schriften / Reden / Briefe (Werke), Band V, im Auftrag der Friedrich-List Gesellschaft e. V., herausgegeben von Erwin v. Beckerath / Karl Goeser / Friedrich Lenz / William Notz / E. Salin / A. Sommer, Berlin 1928, S. 437 f. Anm. 1 und 512. フリードリッヒ・リスト著、小林昇訳、『農地制度論』岩波書店、1974年、42、159頁、参照。
- (57) リストの原語 eine ganze Nation を含む箇所は、「全国民にまで拡大された家産の信託遺贈」（同上邦訳、42頁、注記）と訳されているが、厳密に言うなら、本稿の理解が実態により近いであろう。アヴィティツィテートは、貴族のみに許された特権だった。
- (58) Franz Pulszky, Übersicht aus Ungarn. Über die Aviticität in Ungarn. Beilage zum Zollvereinsblatt, Nr. 2. vom 11. Januar 1847, in: Das Zollvereinsblatt, Fünfter Jahrgang, Nr. 2, 11. Januar 1847, S. 33-39; F. Pulszky, Übersicht aus Ungarn. Über die Aviticität in Ungarn, Schluss. Beilage zum Zollvereinsblatt, Nr. 3. vom 18. Januar 1847, in: Das Zollvereinsblatt, Fünfter Jahrgang, Nr. 3, 18. Januar 1847, S. 57-63. 以下、前者を Zollvereinsblatt Nr. 2, 後者を Zollvereinsblatt, Nr. 3 と略記する。
- (59) Vgl. Á. v. Timon, Ungarische Verfassungs- und Rechtsgeschichte, S. 555.
- ここでは、ティーモン説に拠った。ハンガリーのフィデイコミスは、1848年後も存続する。19世紀末の1893年の実数は91、所有地面積は、当時の国土の4.7%に当たる133万ヘクタールだった。2,880ヘクタール以上の比較的大きなフィデイコミスは、1800年以前の古い部類に属する。これに対して、小さなフィデイコミスは、皆、後代に成立した。1850年以降の設立は著しかったのである。20世紀に入ると、それは、1918年以降、新設されずに縮小が進む。1933年時点での残存数は58にまで激減した。ただし、同年、その廃止（Auflösung）法案は、まだ議会上に上程されていない。Vgl. C. v. Dietze, Stammgüter und Fideikommiss, S. 438 u. 442. なお、デーツェの論考には、アヴィティツィテートの言及は見られない。また、フィデイコミス史の「オーストリア型の道」を探求した1979年の一研究によれば、それは、オーストリアを含む「今日の中欧にはもはや存在しない私法制度」である。Vgl. O. Freydenegg u. Monzello, Zur Geschichte des österreichischen Fideikommissrechtes, S. 777.
- (60) Zollvereinsblatt Nr. 2, S. 34. 以下の引用は、最小限に留める。
- (61) Zollvereinsblatt, Nr. 3, S. 57.
- (62) Ebenda.
- (63) Ebenda.
- (64) Zollvereinsblatt, Nr. 3, S. 58.
- (65) Zollvereinsblatt, Nr. 3, S. 59.
- (66) Ebenda.
- (67) O. Hintze, Die Wurzeln der Kreisverfassung in den Ländern des nordöstlichen Deutschland (1923), in: ders., Staat und Verfassung, S. 212.
- (68) ハンガリーを回復するための対トルコ戦争が始まった1682年、ハンガリー貴族は選挙君主制を断念した。だが貴族は、世襲財産設立権までは手放さず手許に留保した。アヴィティツィテートは

- 存続した。Vgl. W. Roscher, System der Volkswirtschaft, S. 396 Anm. 8.
- (69) Zollvereinsblatt Nr. 2, S. 37.
- (70) 『関税同盟新聞』に寄稿したプルスツキー自身、1846年から翌年にかけて、アヴィティツイテート農場の購入を試みている。「トルコに対するウィーンの勇敢な防衛者」だった Starhemberg 家の始祖が王から得た Neograd 県の Oroszi 農場は、永く Keglevich 家に質入れされたため、Starhemberg 家がそれを取り戻すためには、長期に亘る訴訟を要した。農場は、いったん、同家の手許に復帰するが、またもや重い登記負債と滞納利子に苛まれる。こうして、価格面でも一度は折り合いのついたプルスツキーへの売却は、白紙に戻る。煩瑣な訴訟が必要とされたからである。プルスツキーは、Oroszi 農場の購入を断念した。Vgl. Franz Pulszky, Meine Zeit, mein Leben, Pressburg & Leipzig 1880, S. 382-384.
- (71) 1848年革命が始まる前の時代のハンガリーにおいて国民経済学研究に従事したのは、セーチェーニ伯爵をもって嚆矢とする。彼は、コッシュート (Lajos Kossuth) の永年に亘る政敵だった。Vgl. Franz Pulszky, Meine Zeit, mein Leben, II. Band, Während der Revolution, Pressburg & Leipzig 1881, S. 6.
- (72) 「長子相続制」と言っても、必ずしも一様ではない。マヨラート、プリモゲニトゥール (Primogenitur)、ゼニオラート等の相続原理の詳細については、別稿を用意する。さしあたり、加藤房雄「プロイセン世襲財産法案 (1903年) の内容とその意義—フィデイコミス問題の重要性」『広島大学経済論叢』第38巻、第1号、2014年7月、28～29頁を参照。
- (73) O. Hintze, Die Wurzeln der Kreisverfassung in den Ländern des nordöstlichen Deutschland, S. 212. 以下の叙述は、主として、ebenda, S. 212-215, に拠る。引用は、最小限に留める。
- (74) O. ヒンツェ著、成瀬治訳『身分制議会の起源と発展』創文社、1975年、40頁、訳注〔13〕。
- (75) O. Hintze, Die Wurzeln, S. 213.
- (76) Ebenda, S. 214.
- (77) O. ヒンツェ「西欧の身分—議会制の類型学」前掲訳『身分制議会の起源と発展』所収、参照、vgl. O. Hintze, Typologie der ständischen Verfassungen des Abendlandes (1930), in: ders., Staat und Verfassung, S. 120-139.
- (78) 地方自治における「クライス自治」の枢要な意義については、ウンルー (Georg-Christoph von Unruh) の成果に基づいて詳論した加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究』279～281頁の注 (85) 参照。
- (79) O. Hintze, Die Wurzeln, S. 202. ヒンツェは、クライスにおける「(純) 騎士的自治」を高く評価するのである。Vgl. ders., Der Ursprung des preußischen Landratsamts in der Mark Brandenburg (1915), in: ders., Regierung und Verwaltung. Gesammelte Abhandlungen zur Staats-, Rechts- und Sozialgeschichte Preussens, Bd. III. Hrsg. von Gerhard Oestreich, 2. Auflage, Göttingen 1967, S. 169 u. 192-194.
- (80) O. Hintze, Die Wurzeln, S. 199.
- (81) 騎士的自治の比較史を論じたヒンツェの先駆的業績にも、アヴィティツイテートへの論及はある。だが、管見の限りでは、コミタートとアヴィティツイテートの不可分の関連まで立ち入って考察されているわけではない。Vgl. ders., Staatenbildung und Kommunalverwaltung (1924), in: ders., Staat und Verfassung, S. 236-238.